

徳島県規則第二十一号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同号イ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百四十六条第一項」を「第四百五十条第一項」に改める。

第七条第一号を次のように改める。

- 一 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場の前年度における原油換算エネルギー使用量（省エネルギー法施行令第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の合計量が千五百キロリットル以上である者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。